主 文 原決定を取消す。 本件を福岡地方裁判所に差戻す。 理 中

一、 抗告の要旨。

原決定は、抗告人(本件建物の競落人)が申立てた引渡命令の目的たる建物の部分は、原裁判所昭和二五年(ヌ)第一七号不動産強制競売事件の債務者Aの占有るところではなく、本多機工株式会社(相手方)が占有していることはできるところであるから、債務者に対し引渡命令を発することはでき事件の引渡命令申立を却下したのであるが、右競売事件的においう理由のもとに、抗告人の引渡命令申立を却下したのであるが、右競売事件物に対する差押の効力を生じたので、昭和二七年一月債務者Aから、同建物の一部(統一、日建物の競落人たる抗告人に対し、その賃借権をもつている相手方会社にのは当然で、既に抗告人が、昭和二八年九月二四日競落代金の全額を支払いらいは当然で、既に抗告人が、昭和二八年九月二四日競落代金の全額を支払いた、日決定を取消し、抗告人にこれが引渡を命ずる裁判を求めるというのである。一、当裁判所の判断。

〈要旨〉(2) 本件記録によると、福岡地方裁判所は、前記競売事件につき、昭和二五年七月一二日強制競売手続開始〈/要旨〉決定をなして、本件建物(及びその附属建物並びに他の一棟の建物)を差押える旨宣言し、同決定は同月二四日債務者Aに送達され、また同月二〇日強制競売申立の登記が記入されたことが認められるから、右登記の記入と同時に本件建物に対する差押の効力を生じたものと解すべく、そして強制競売が差押不動産の所有権及び占有権(但し競落人に対抗し得るもの除く)を競落人に移転するの効果を目ざすものである以上差押の効力を生じた後に、債務者との賃貸借契約によつて、差押建物を占有する第三者に対しても、競落代金の全額を支払つた競落人は、左記(一)ないし(四)の理由によりその占有建物の引渡命令を求め得べく、あえて、第三者を被告とし同建物の引渡を訴求する迂路に出る必要はないと解するを相当とする。

(一) 民訴第六四四条第二項によれば、差押後でも債務者は差押建物の利用・管理権を失わないので、第三者は債務者からこれを賃借して占有使用することをげないけれども、それは、競落許可決定のあるまでに限られることは、同法第六八六条及び第六九四条第一項第二号の解釈上容易に理解し得るところであるばかりでなく、すでに差押の効力を生じた後に、差押建物について賃借権を取得した者は、該賃貸借が民法第六〇二条所定の期間を超えるものであると否とを問わず、また期間の定あると否とにかかわりなく、該賃借権をもつて差押建物の競落人に対抗し得ないのであるから、競落人は、競落許可決定後は、当然当該賃借権が存在しないものなることを主張し得るものというべきである。

(二) 差押の効力を生じた後に、差押建物について質権を取得し、また例えば、差押宅地について質権もしくは地上権を取得した上、右建物・宅地を占有使用したの質権・地上権設定登記を経た第三者の当該権利の登記は、配当表を実施するのであって、あえてこれが抹消を訴求する必要はない。また、借家法施行前の状態において考えると(すなわち借家法がのものと仮定すれば)差押の効力を生じた後に、第三者が賃借権を取得して、それのものと仮定すれば)差押の効力を生じた後に、第三者が賃借権を取得して、それの記憶を経た場合でも、該賃借権の登記は同じく、右第七〇〇条に従つて抹消して、それは単に登記だけを抹消するというのではなく、その前提として、それは単に登記だけを抹消するというのではなく、その前提とし反対のよりに以上の第三者に対しては、競落不動産引渡の訴を提起することがあるとすれば、占有の権原たる本件(質権・地上権・賃借権)そのものは執行るのとすれば、占有の権原たる本件(質権・地上権・賃借権)を必要に対しては、第一次で簡易に消滅させられながら、占有だけの移転を目的とする訴を必要にあるといる。

しかして、以上説示するところは、賃借建物の引渡をもつて賃借権の登記に代る対抗力を認めた借家法(第一条)の施行によつてなにら左右されるものではない。すなわち、建物について差押の効力を生じた後に、同法第一条の引渡を受けた賃借人の賃借権は、前陳の通り、競落人に対抗し得ないのであるから、裁判所は、競落不動産引渡命令申立事件において当該建物の引渡が、差押の効力を生じた後になされたのであるか否かの事実を確定すればよいのである。前記質権・地上権及び借家法施行前の賃借権にあつては、多くの場合登記簿の記載によつて差押の効力を生じた後の権利であるかどうかが、一見して明認できるというまでであつて、裁判所のこのに関係を表が表す。

(三) 債権者が不動産強制競売を申立てるには、その目的たる不動産につき賃貸借あるときはそり内容を証する証書を添附することを要し、その内容を証明できないときは、執行裁判所にその取調を申請することができ、裁判所は執行史をしてこれが取調をなさしめる。

(四) 競落人は、競落許可決定によって、競落不動産の所有権を取得するだけでなく、執行手続の上で終局的にはその占有権(但し競落人に対抗し得るものを除るものとせねばならない。執行手続の上で、所有権だけは取得するを要するとするは、そのこと自体既保証の場合に対抗して、所有権だけは取得に関するを欠く見解である。わが民訴が、競落人の所有権取得に関する第六八六条を置いたのは、民訴第六五〇条・第六四九条等の規と相まつて、競落人に対し対抗力のない賃借人に対しても、管理命令または引渡命令を求め得ることを前提するもので、第六八十条第一直で表表を引渡命令を求め得ることを前提するもので、第六八十条第一直で表表といってはのよりにあるのとのといるのとのとのとのとのといるのであって、特に債務者といっているのであって、特に債務者以外の第三者を除外するという積極的意味を有するものではない。

(3) 以上説明の通り、相手方会社が本件建物について、差押の効力を生じた後の昭和二七年一月に、債務者との賃貸借契約に基いて本件建物の一部を占有使用しているとすれば、抗告人の本件引渡命令の申立は許容すべきであるのに、原審が前段摘示の如く説示し、容易く右申立を却下したのは不当であつて、原決定は取消

を免れない。そして、記録によれば、抗告人は前示競売事件において、本件建物の外、他の建物をも競落しておるので、相手方会社が昭和二七年一月債務者から競落建物の一部を賃借占有していることは認め得るけれど占有部分が果して本件建物の一部であるか否かは明らかでなく、この点について、なお、証拠の取調が必要でもそのあると認められるので、本件を原裁判所に差戻すべきものとする。よつて、主文の通り決定する。(裁判長判事 桑原国朝 判事 二階信一 判事 秦亘)